清須市工事等事故報告要領

　（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事及び委託業務（以下「工事等」という。）における事故発生時の通報、報告等の対応に関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

　（受注者の事故への対応）

第２条　受注者は、工事において事故が発生したときは、人命救助を第一とし二次災害防止の措置を講じ、現場の安全を確保する緊急の措置を行った後、担当監督員及び関係機関に事故の報告を行うものとする。

　（報告の種類）

第３条　報告の種類は次に掲げるとおりとする。

⑴　通報　受注者は、事故等が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに担当監督員に通報する。

⑵　速報　受注者は、事故発生時の状況及び原因を的確に把握し、通報後速やかに担当監督員に事故速報（第１号様式）を提出する。また、その内容に追記、変更、状況変化等があった場合は、遅滞なく担当監督員へ事故速報（第１号様式）を提出する。

⑶　報告　受注者は、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに担当監督員に事故報告書（第２号様式）を提出する。

　（報告を要する事故の範囲）

第４条　報告を要する事故は、工事等の作業区域とその隣接地及び工事等に伴う資機材・工事製品輸送作業において発生した次のいずれかに該当する事故とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事故の分類 | 事故の定義 |
| ⑴　労働災害 | 工事等の作業に起因して、工事関係者が死傷した事故 |
| ⑵　もらい事故 | 工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死傷した事故 |
| ⑶　負傷公衆災害 | 工事等の作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故 |
| ⑷　物損公衆災害 | 工事等の作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害を与えた事故 |
| ⑸　その他 | 労働安全衛生規則第９６条及び第９７条で報告が定められている事故 |

　（発注者の対応）

第５条　発注者の対応は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　通報

　　ア　担当監督員は、事故発生の通報を受けたら、直ちに事故現場を確認し、担当課長へ現場の状況を通報する。担当課長は、直ちに担当部長及び財産管理課長に通報する。

イ　担当部長は、重大事故の通報を受けた場合、市長及び副市長へ通報する。

⑵　速報

ア　担当監督員は、事故速報（第１号様式）を受理し、担当課長は、速やかに担当部長及び財産管理課長へその写しを送付する。

イ　担当部長は、市長、副市長及び人事秘書課長へ事故速報を提出する。重大事故の場合、人事秘書課長は関係部署と協議及び調整を行い、その結果必要に応じ緊急時広報を行う。

⑶　報告

ア　担当監督員は、事故報告書（第２号様式）の記載内容について事実関係（事故発生状況、事故後の措置及び再発防止策をいう。）を確認のうえ受理し、担当課長立会いのもと、受注者に対して現場の安全確保のための指導を行う。

イ　担当課長は、速やかに財産管理課長へ事故報告書の写しを送付する。

ウ　財産管理課長は、事故報告書の写しを受けた後に、必要に応じて担当監督員及び担当課長が立会いのもと、受注者から事故に関する聴き取り調査を行う。その結果を基に清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程により措置等の調書を作成する。また、措置等の調書を指名業者選定委員会へ提出し、措置の協議行う。なお、協議は事故発生から原則１ヶ月以内に行うものとする。

エ　指名業者選定委員会は、指名停止措置の協議結果を市長に報告する。財産管理課長は協議結果を受注者へ通知する。

⑷　その他

ア　財産管理課長は、事故発生より２週間以内に「清須市建設工事事故データベース」へ状況登録を行う。また、その内容に追記、決定があった場合は、遅延なく登録の変更を行う。

イ　発注者は、事故発生が夜間若しくは休日の場合又は市民又は連絡等による場合においても、迅速かつ確実な連絡体制を構築できるよう、施工計画書に記載されている内容を確認するとともに、災害時の連携について関係部署と日ごろから調整しておく。

　　　附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。